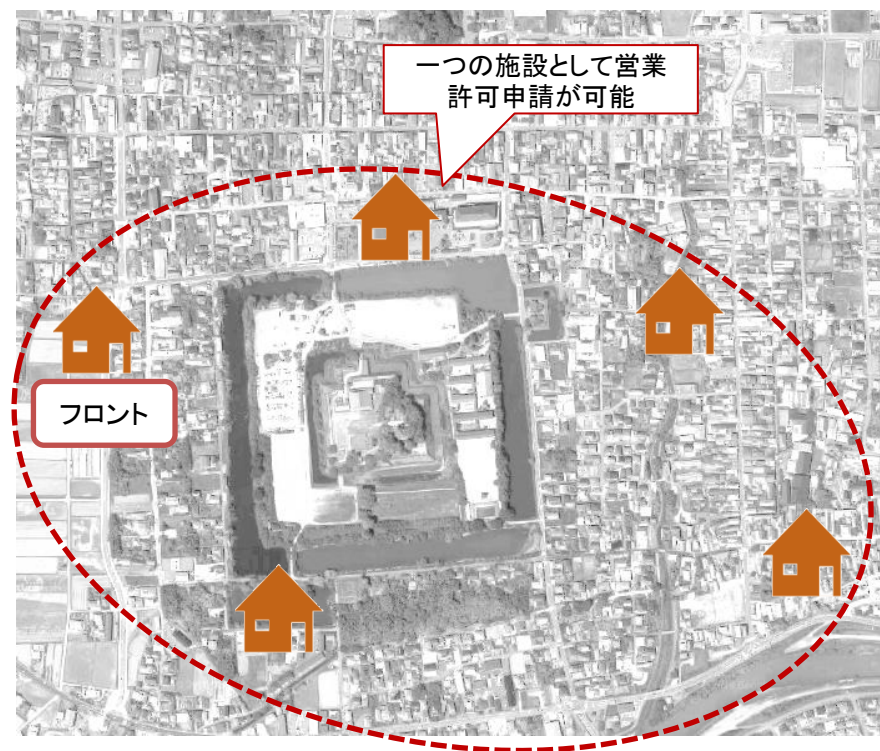
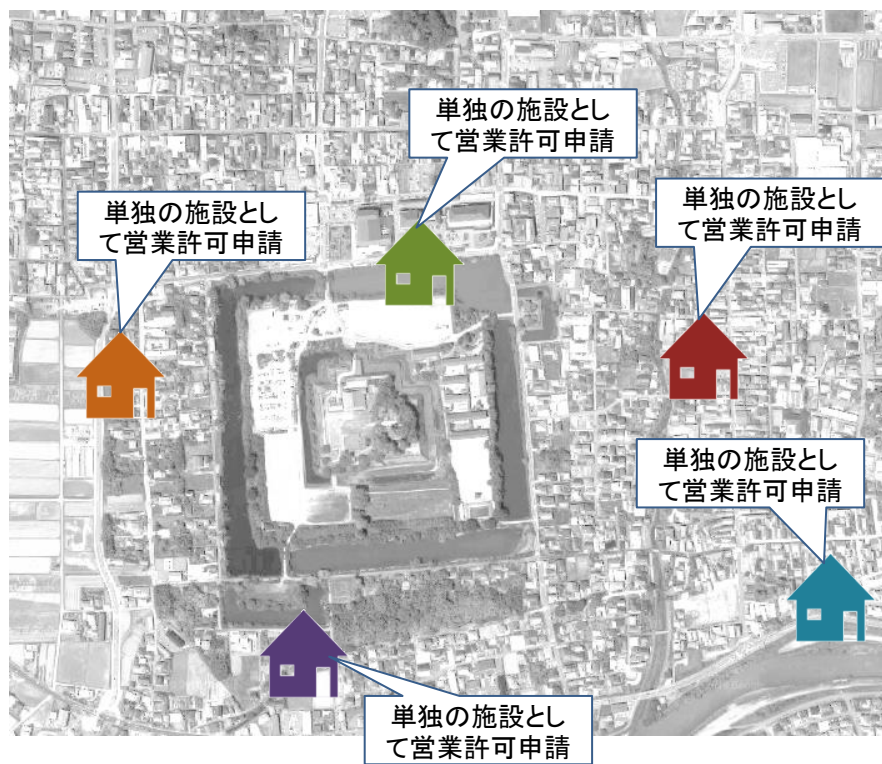


# 旅館業法改正のポイント（イメージ）



- 従前は建物が分散している場合、それぞれ個別に営業許可を取得する必要があった。
- 「ホテル営業」の許可には10室以上が必要、「旅館営業」の許可には5室以上が必要。
- 1室～4室は「簡易宿所営業」となり、「多数人が共同利用」することが原則。
- つまり、**旅館業法は1室～4室の小規模ホテルの営業許可を想定していなかった。**

- 1施設あたりの部屋数の制限が無くなったため、**1室からでも旅館・ホテル営業が可能。**
- 各施設が許可の要件を満たしていれば、**建物が分散していても一つのホテルとして営業が可能。**